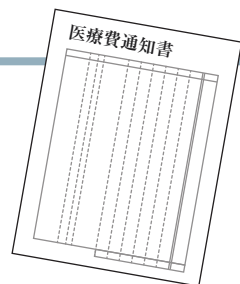


「医療費通知書」を 配付します **8月発行予定**

医療費通知書を8月中に勤務先の事務担当者を通じて配付する予定です。医療費通知書は、組合員とご家族（被扶養者）の医療費と、共済組合からの給付金の内訳をお知らせするものです。また、医療費控除の申告手続きに使用することもできます。



領収書&医療費通知書は大切に保管を!

医療機関等の領収書は引き続き大切に保管してください。

なお、医療費通知書は**再発行ができません**ので、大切に保管してください。

※記載される受診月は次のとおりです。

記載される受診月	発行時期
11月・12月・1月・2月・3月・4月	8月上旬頃
5月・6月・7月・8月・9月・10月	2月上旬頃

医療費通知書は、世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。個人情報の保護に関する法律では、個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意を得ることとされています。被扶養者の方にもその旨をお伝えいただき、差し支えがある場合は、共済組合保健課までお申し出ください。お申し出がない場合は、同意（黙示の同意）をいただいたものとしてお送りいたします。

「年収の壁・支援強化パッケージ」における 被扶養者認定の取扱い

国の政策として令和5年10月20日付けで「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定したことにより、人手不足等の理由から**一時的に業務量が増加した場合**について、**収入が認定限度額である年間130万円（※）を超える場合、または連続する3か月の平均額が月額108,334円を超える場合においても事業主の証明書をご提出いただくことで引き続き被扶養者となることができる**こととなりました。

（※）60歳以上または障害年金受給者の場合は年額180万円（月額150,000円）。

あくまでも
“一時的な業務量の増加”
であることが前提で、
雇用契約などに基づき、
共済組合で判断を
行います。



年収の壁・支援強化
パッケージ

必要
書類

被扶養者の収入確認に当たっての
「一時的な収入変動」に係る**事業主の証明書**
(該当者ひとりにつき、連続2回（年単位）までが上限となります。)

パッケージの内容について、
詳しくは厚生労働省の
ホームページをご確認ください。

?

Q

&

A

Q1 どのような場合に「一時的な収入変動」と認められるのですか？

A1 一時的な収入増加の要因としては、繁忙期や他の従業員の休職・退職により、所定労働時間外の労働が必要となったことで時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当の分、給料が増加した場合などが想定されています。

Q2 事業主の証明書を提出すれば、引き続き被扶養者に認定してもらえるのですか？

A2 認められるのはあくまでも「一時的な収入変動」に限りますので、雇用契約書等を踏まえ、基本給与や手当額が上がった場合、労働契約における所定労働時間・日数が増加した場合などは、恒常的に収入が認定限度額を超えると考えられるため、証明書の提出があつた場合でも被扶養者の認定を取り消すこととなります。また、被扶養者の年間収入が組合員（被保険者）の年間収入を超えてしまい、生計維持関係が認められなくなった場合などにも被扶養者の認定を取り消すこととなります。

Q3 「一時的な収入変動」と認められる上限額はありますか？

A3 上限を決めてしまうとその上限額が新たな「年収の壁」となることや、収入金額のみで一時的な収入変動かどうかを判断することはできないため、明確な上限額は決められていません。ただ、超過額が大きい場合は事実確認のために追加で雇用契約書などの提出を求める場合があります。

ご不明な点は、勤務先の共済担当課または共済組合保健課（TEL 076-263-3367）までお問い合わせください。